

農林部契約業者選定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、農林部が行う建設工事に係る設計、調査、測量等を除く業務委託及び物品購入等（以下「業務委託等」という。）の入札・契約事務の適正な執行に当たり必要な事項を定める。

(委員会の設置)

第2条 業務委託等の入札・契約事務の適正な執行のため、農林部に農林部契約業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(審議事項)

第3条 委員会が審議する事項は次のとおりとする。

- (1) 埼玉県建設工事請負等業者選定委員会設置要綱に定めるものを除く、農林部が執行する埼玉県財務規則別表第2で定める副部長以上の決裁を要するもので、以下の事項とする。ただし、法令又は要綱等（農林部長が決裁したものに限る。）で、契約相手方が特定されるものは除く。
 - ア 業務委託等の指名競争入札の指名業者の選定に関すること。
 - イ 業務委託等の一般競争入札の入札参加条件に関すること。
 - ウ 業務委託等の随意契約の見積徴取等に関すること。
 - エ その他会長が審議を必要と認めた事項
- (2) 埼玉県談合情報対応要領に定める公正入札調査委員会の事務

(組織)

第4条 委員会の構成は次のとおりとする。

- 会長 農林部長
- 副会長 農林部副部長
- 委員 食品衛生安全局長、各課長

- 2 会長は、会務を総理し、会長に事故があるときは副会長（農業政策課を所管する副部長）がその職務を代行する。

(運営)

第5条 委員会は、会長が招集し、会長が委員会の審議の議長となる。

- 2 委員会は、過半数の委員（会長及び副会長を含む。）が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 委員会を組織する者の代理者は、委員会に出席することはできない。
- 4 会長は、特に必要があると認める場合は、一部の委員を審議から除斥することができる。

(関係職員の出席)

第6条 会長は、審査の内容について必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(決定)

第7条 第3条第1項各号に規定する事項は、委員会の審議に基づき、農林部長が決定する。

(秘密の保持)

第8条 委員会を組織する者又は委員会に出席した者は、委員会の内容及び職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。

(議事録等)

第9条 委員会の事務局は、その委員会の会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、契約の相手方が決定後に議事録の閲覧を希望する者に対し、農業政策課において情報提供(閲覧)を行うものとする。

2 前項の情報提供を行う期限は、当該契約の締結日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。

3 第3条第1号の内申に係る資料は前項に規定する期間は保存しなければならない。

4 第3条第1号の内申に係る資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」が記載された資料又は資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、農業政策課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会に関する必要な事項は農林部長が定める。

附 則 この要綱は、平成 9年 4月25日から実施する。

附 則 この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成19年 4月 2日から施行する。

附 則 この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則 この要綱は、平成25年 3月15日から施行する。

附 則 この要綱は、平成26年 3月20日から施行する。

附 則 この要綱は、令和 4年 4月 1日から施行する。